

## リハビリテーション専門職派遣事業実施要領

### (本要領の目的)

第1条 本要領は、「リハビリテーション専門職派遣事業」として実施する、リハビリテーション専門職の派遣に関して必要な事項について定める。

### (地域ケア会議の定義)

第2条 本事業における「地域ケア会議」とは、「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長通知)に定める地域ケア会議をいう。具体的には、個別ケースの支援内容の検討を通じ、

- (1) 地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- (2) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
- (3) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握 等を目的として設置される会議体のことをいう。

### (住民運営の通いの場の定義)

第3条 本事業における「住民運営の通いの場」とは、高齢者が容易に通える範囲に通いの場を住民主体で展開し、市町等や地域包括支援センターが計画的に関わりながら、住民自身の積極的な参加と運営による自律的な拡大を目指す場のことをいう。

### (訪問・通所の定義)

第4条 本事業における「訪問・通所」とは、通所や訪問における直接的なリハビリテーション業務ではなく、リハビリテーション専門職が①日常生活に支障のある生活行為を改善するための効果的な運動プログラムの提案、②介護職等への助言等、間接的に関与することにより、通所や訪問における自立支援に資する取組を促すことができる場面をいう。

### (リハビリテーション専門職)

第5条 リハビリテーション専門職とは、地域リハビリテーション活動支援事業の運営支援を担う広域支援員及び包括的・継続的ケアマネジメント支援の観点から、地域リハビリテーション活動における助言を行う理学療法士、作業療法士、言語聴覚士であり、リハビリテーション情報センターがリハビリテーション人材バンクとして登録した者をいう。

- 2 前項の規定によるリハビリテーション専門職は、リハビリテーション情報センターにおいて名簿を作成し、管理するものとする。
- 3 リハビリテーション専門職の登録は、一般社団法人三重県理学療法士会、

一般社団法人三重県作業療法士会、三重県言語聴覚士会が共同して行うものとする。

#### (派遣依頼)

第6条 リハビリテーション専門職の派遣を受けようとする市町等は、リハビリテーション専門職派遣依頼書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、リハビリテーション情報センターに提出するものとする。

(1) 事業計画書(第2号様式)

(2) その他関係書類

2 地域ケア会議においては、三重県地域ケア会議活動支援アドバイザー派遣事業を活用するため、リハビリテーション情報センターはリハビリテーション専門職派遣依頼書(第1号様式)の写しを県へ提出する。

#### (派遣決定)

第7条 リハビリテーション情報センターは、前条におけるリハビリテーション専門職の派遣依頼があった場合は、依頼書類を審査し、速やかにリハビリテーション専門職の派遣決定を行うものとする。

2 前項の規定によるリハビリテーション専門職の派遣決定は、リハビリテーション専門職派遣決定通知書(第3号様式)により行うものとする。

#### (派遣回数等)

第8条 リハビリテーション専門職を派遣する回数は特に定めないが、他の市町への派遣状況を勘案し執行するものとする。

#### (リハビリテーション専門職との調整等)

第9条 第7条で派遣決定のあったリハビリテーション専門職との事業開催に関する具体的な調整については、市町等が行うものとする。

#### (派遣に係る経費)

第10条 リハビリテーション専門職を派遣する際に係る経費(報償費及び旅費)については、市町等が支給する。

2 リハビリテーション専門職への報償費及び旅費については、「リハビリテーション専門職報償費支給基準」に準じた支払いとする。

3 地域ケア会議においては、三重県地域ケア会議活動支援アドバイザー派遣事業を活用し、リハビリテーション専門職を派遣する際に係る経費(報償費及び旅費)については、県が支給する。

#### (個人情報の保護)

第11条 個人情報については、市町等において適切な個人情報保護策を講じたうえで、関係者間の情報共有を図ることとする。

- 2 リハビリテーション専門職は、業務の履行に際し知りうる情報については、市町等の許可なく、また当該業務の履行以外の目的で使用することを禁止する。

#### (実績報告書)

第12条 市町等は、リハビリテーション専門職が派遣された事業が終了したときは、終了した日から起算して30日を経過した日までに、事業実績報告書(第4号様式)により、リハビリテーション情報センターに報告しなければならない。

- 2 地域ケア会議においては、三重県地域ケア会議活動支援アドバイザー派遣事業を活用するため、リハビリテーション情報センターは事業実績報告書の写しを県へ提出しなければならない。

#### (その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、リハビリテーション情報センターと市町等が協議のうえ決めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。